

第25期第3回練馬区農業委員会総会 議事録

- 1 日 時 令和5年10月11日(水)午前10時から午前10時40分まで
- 2 場 所 練馬区役所 本庁舎9階 901会議室
- 3 出席委員 井口和喜、榎本重恭、尾崎賀一、加藤直正、神田靖仁  
洒井利博、櫻井 次、篠貞夫、篠田政巳、荘埜晃一、田中聖晃、  
橋本良子、保戸塚武彦、宮部光夫、渡邊仁 計15名
- 4 欠席委員 相原和彦
- 5 議 案 (1)農地法第3条第1項(農地の権利移動の制限)に基づく許可につ  
いて (第1号)  
(2)相続税の納税猶予に関する適格者証明について (第2号)  
(3)相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている  
旨の証明について (第3~10号)  
(4)東京都指導農業士の推薦について (第11号)
- 6 報 告 (1)東京都市計画生産緑地地区の変更について  
(2)特定農地貸付けに係る変更について  
(3)生産緑地法第13条の規定による生産緑地のあっせんについて  
(4)農地法第4条第1項第7号および農地法第5条第1項第6号  
(市街化区域内の農地の転用)に基づく届出の受理について
- 7 その他

尾崎賀一会長 皆様、おはようございます。これより第25期第3回練馬区農業委員会総会を開催します。よろしくお願いいたします。

事務局 ただいまの出席委員数は15名、欠席委員数は1名、欠席の届け出のあった委員は相原和彦委員です。総会の会議は在任中の過半数の委員が出席した時に成立しますので、本日の総会は成立です。

尾崎賀一会長 今回の署名人は、神田靖仁委員と酒井利博委員にお願いします。それでは、議案の審議に入ります。総会資料の2ページをお開きください。

議案第1号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第1号「農地法第3条第1項（農地の権利移動の制限）に基づく許可について」です。

農地について権利を設定する場合、農地法第3条に基づき、農業委員会の許可が必要になります。本件は体験学習用地として土地所有者から借りている農地について、契約更新に伴う使用貸借権の設定を行うものです。

令和5年9月6日付けで許可申請があった農地の権利移動について、農地法第3条第2項の各号に掲げる不許可事由に該当しないことを確認したので、同条第1項の規定に基づき、使用貸借による権利の設定を許可する。

【借受者、土地の所有者、所在、地籍、許可対象とする行為等について説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 それでは加藤直正委員お願いします。

加藤直正委員 9月28日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。  
こちらの畑ではカキとキウイフルーツが露地で植わっておりました。こちらは体験学習事業用地として貸しているため、枝の剪定、摘み取り等は利用者が行っているとのことでした。収穫した果樹は、利用者が自家消費しているとのことでした。境界については全て確認し、周囲は金網フェンスで区画され、綺麗に管理されていました。特に問題はないと思います。よろしくをお願いします。

尾崎賀一会長 質問等ございましたらお願いします。  
(発言なし)  
本件承認としてよろしいでしょうか。  
(異議なしとの発言あり)  
それでは、承認とします。

次に4ページです。議案第2号について事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第2号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」です。令和5年9月15日に標記の申請があり、下記の通り、租税特別措置法第70条の6第1項の適用を受けるための適格者に該当することを確認したので証明する。  
【相続人、特例農地等の所在等について説明】  
事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 それでは、神田靖仁委員お願いします。

神田靖仁委員 9月25日に、事務局と現地調査に行ってきました。  
場所は3か所に分かれており、野菜は露地栽培でミニトマトやナス、ピーマン等が作付けされ、果樹はカキやレモンが植わっていました。販売方法は無人販売所と要請があればマルシェ等に出荷することです。境界は一部確認できなかったのですが、ブロック塀などで囲われているため、問題ないと思います。よろしくをお願いします。

尾崎賀一会長 質問等ございましたら、お願いします。  
(発言なし)  
本件承認としてよろしいでしょうか。  
(異議なしとの発言あり)  
それでは、承認とします。

次に6ページです。議案第3号について事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第3号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。令和5年9月14日に標記の申請があり、下記の通り確認したので証明する。  
【申請者、特例農地等の所在等について説明】  
事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 それでは酒井利博委員、お願いします。

酒井利博委員 9月14日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。  
こちらの畑は、露地栽培で野菜や果樹など少量多品目が作付けされていました。販売は自家消費ということです。特に問題はありません。よろしくをお願いします。

尾崎賀一会長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

次に8ページです。議案第4号について事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第4号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。

令和5年9月14日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在等について説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 それでは、井口和喜委員お願いします。

井口和喜委員 9月14日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。

(1)(2)では体験農園として、100区画運営されており、全区画利用されているとのことでした。キャベツやブロッコリー、ニンジン等が作付けされていました。(3)(4)の畑にはハウスが2棟建てっており、ネギ、アスパラが作付けされていました。販売はJA直売所ということです。境界については全て確認できました。特に問題はないと思います。よろしくをお願いします。

尾崎賀一会長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

次に10ページです。

議案第5号について事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第5号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。令和5年9月15日に標記の申請があり、下記の通り確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在等について説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 相原和彦委員は本日欠席ですので、事務局から現地調査の報告をお願いします。

事務局 9月15日に、相原和彦委員と現地調査に行ってきました。  
(1)の畑はクリとミカンが植わっていました。販売についてクリはJA、ミカンはJAと庭先販売とのことでした。(2)はカキやミカン、ジャガイモ等が作付けされていました。こちらは老人会やボーイスカウトへ収穫体験を行っているとのことでした。また(1)(2)ともに地図上に空白があります。こちらは駐車スペース、荷捌きスペースとしてコンクリート敷にしていることから納税猶予の対象から外れています。境界は一部確認ができなかったところがありましたので、3年後の調査までには明示するようお伝えしました。よろしくをお願いします。

尾崎賀一会長 質問等ございましたら、お願いします。

( 発言なし )

本件承認としてよろしいでしょうか。

( 異議なしとの発言あり )

それでは承認とします。

次に12ページになります。

議案第 6 号につきまして事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第 6 号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。

令和 5 年 9 月 15 日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在等について説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一 会長 それでは、保戸塚武彦委員をお願いします。

保戸塚武彦委員 9月15日に、事務局1名と現地調査に行ってきました。

( 1 )( 2 )ではインゲンやレモン、ゴーヤ等作付けされていきました。

( 3 )はネギやサツマイモが作付けされており、子供会や幼稚園の方が芋ほり体験をしているとのことでした。無農薬野菜を作っており、販売はJA直売所、敷地内直売をしているとのことでした。

( 4 )は今からハウレンソウを作付けするとのことでした。すべて露地栽培でした。問題はないと思います。よろしくをお願いします。

尾崎賀一 会長 質問等ございましたら、お願いします。

( 発言なし )

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

次に14ページです。

議案第7号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第7号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。

令和5年9月21日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在等について説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 それでは、榎本重恭委員をお願いします。

榎本重恭委員 9月21日、事務局と現地調査に行ってきました。こちらは相続後、初めての調査になります。(1)から(6)の畑の境界は、一部、石が確認できませんでしたが、隣地との境界はフェンスやブロック等で仕切られていたので問題ないと思います。(1)から(3)の畑では保育園のサツマイモ堀り用のサツマイモ、ダイコンやエダマメ等が作付けされており、西側にハウスが一棟ありました。(4)の畑では、ナスやオクラ等が作付けされていました。(5)の畑はブロッコリーが作付け中、(6)はエダマメの収穫後で何も無い状態でした。ハウスの中も現在、作付けされていない状態でした。販売はJAの直売所、あとは庭先販売等を行っているとのことでした。特に問題はないと思います。よろしくをお願いします。

尾崎賀一会長 質問等ございましたら、お願いします。



( 発言なし )

本件承認としてよろしいでしょうか。

( 異議なしとの発言あり )

それでは、承認とします。

次に16ページです。

議案第 8 号について事務局から説明をお願いします。

事 務 局

議案第 8 号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。

令和 5 年 9 月 25 日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在等について説明】

事務局からは以上です。

尾 崎 賀 一 会 長

それでは、田中聖晃委員をお願いします。

田 中 聖 晃 委 員

9 月 25 日、事務局 1 名と現地調査に行ってきました。

( 1 ) の畑にはナスやオクラ、ピーマン等が作付けされていきました。

( 2 ) の半分は畑、残り半分のうちの半分は今年の 3 月にミカン  
32 本植え、まだ収穫はできていないとのことでした。残りの畑はネギやサツマイモ、カボチャ等が作付けされていきました。販売は庭先販売とのことでした。境界は全て確認できました。よろしく  
お願いします。

尾 崎 賀 一 会 長

質問等ございましたら、お願いします。

( 発言なし )

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

次に18ページです。

議案第9号について事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第9号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。  
令和5年9月25日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在等について説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 それでは、神田靖仁委員をお願いします。

神田靖仁委員 9月25日に、事務局と現地調査に行ってきました。  
畑では、露地栽培のジャガイモやキュウリ、ブロッコリー等が作付けされていました。自己所有のレストランでの使用や、自家消費をしているとのことでした。残りの8割はほとんどが植木類で、その他、カキやブルーベリー等が植わっていました。植木に関しては自己所有の園芸店等で販売しているとのことでした。境界に関しては一部見つからないところがありましたが、道路との接点で問題はないと思います。よろしくをお願いします。

尾崎賀一会長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

次に20ページです。

議案第10号につきましては、農業委員会会議規則第10条に基づき、  
神田靖仁委員は退席をお願いします。

それでは第10号議案、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第10号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。  
令和5年9月28日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので  
証明する。

【申請者、特例農地等の所在等について説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 それでは、榎本重恭委員をお願いします。

榎本重恭委員 9月28日に、事務局と現地調査に行ってきました。  
境界は石が確認できないところが一部ありましたが、隣地との境は  
ブロック等で仕切られていて問題ないと思います。まず(1)の畑  
は、トリネコやカシ、アカシア等が植わっていました。(2)から(4)  
の畑はハナミズキやケヤキ、サツキ等が植わっていました。販売は  
業者への仲卸しがほとんどで、個人にも販売しているそうです。よ  
ろしくお願いします。

尾崎賀一会長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

尾崎賀一会長　ここで神田靖仁委員にはお戻りいただきます。

続いて22ページです。

第11号議案について事務局からの説明をお願いします。

事務局　議案第11号東京都指導農業士の推薦について。

令和5年9月25日付で東京都指導農業士認定申請書が提出されたので、東京都知事宛てに推薦する。

【被推薦者、住所、推薦理由等について説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長　質問等ございましたら、お願いします。

（発言なし）

それではよろしくお願いします。

続いて26ページになります。

報告事項について事務局から説明をお願いします。

事務局　令和5年9月28日付け5練都都第626号にて「東京都市計画生産緑地地区の変更について」。練馬区長から通知があったので下記の通り報告する。

【生産緑地等の詳細などについて説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長　事務局から報告を受けました。

質問等ございましたら、お願いします。

（発言なし）

それではよろしく申し上げます。

続きまして34ページ、報告事項です。

事務局から説明をお願いします。

事務局 令和5年9月20日付で特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律施行令第4条第1項に基づき報告書が提出されたので下記の通り報告する。

【申請者、申請理由等について説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 事務局から説明を受けました。

質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

それでは、よろしく申し上げます。

続いて、54ページです。

報告事項です。事務局から説明をお願いします。

事務局 「生産緑地法第13条の規定による生産緑地のあっせんについて」です。練馬区長から農業委員会会長宛て生産緑地のあっせん情報の周知について依頼があったため、下記のとおり報告する。今回は2件です。

【物件地番・地籍、申請者などについて説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

それでは、よろしく申し上げます。

続きまして、58ページです。報告事項です。

事務局から説明をお願いします。

事務局 農地法第4条第1項第7号および農地法第5条第1項第6号、市街  
化区域内の農地の転用に基づく届け出の受理について  
【届出件数、面積等について説明】  
事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 質問等ございましたら、よろしく申し上げます。  
(発言なし)

1枚目の次第をお願いいたします。

続きまして3その他です。事務局から何かありますか。

事務局 特にありません。

尾崎賀一会長 皆様の方から総会について何かありますか。  
(発言なし)

それでは以上で第3回総会を終了いたします。

会 長

署 名 人

署 名 人